

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年12月19日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第71号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第6条健康づくり推進課の項第9号中「精神病院等」を「精神科病院等」に改める。

附 則

この規則は、平成18年12月23日から施行する。

(総務局総務部文書課)